

【ドイツ】 帰化申請者に対する「テスト」と「講習」の実施

海外立法情報課・山口 和人

- * 2007 年に改正された国籍法の規定に基づき、帰化申請者を対象として、ドイツの法秩序・社会秩序及び生活事情についての知識を問うテスト(帰化テスト)とその準備のための講習を実施するための連邦内務省の命令が 2008 年 8 月 5 日に制定され、9 月 1 日から施行された。

導入の背景

ドイツは、1999 年の国籍法及び外国人法の改正（2000 年 1 月 1 日施行）で帰化申請を行うために必要な滞在期間を 15 年から 8 年に短縮する等、帰化の要件を大幅に緩和したが、2005 年から 2006 年にかけて、移民とドイツ社会との摩擦を示す諸事件を背景として、移民の統合についてのコンセプトの転換を求める声が高まった。その中で、2006 年 5 月初めに各州内相会議が、帰化の要件として、連邦共通のテストを課すべきことを決議した。このようなテストは、移民を教育程度や社会的出自によって選別することになる等の批判もなされたが、結局 2007 年の国籍法改正に取り入れられた。

帰化テストの法的枠組み

国籍法第 10 条は、連邦領域内に適法に 8 年以上滞在した行為能力のある外国人について、帰化申請を行う資格を認め、そのための要件を定めるが、要件の 1 つとして、「ドイツにおける法秩序・社会秩序及び生活事情についての知識を有すること」（同条第 1 項第 2 号）が 2007 年の国籍法改正で加えられ、同時に、その知識を証明するために、「帰化テスト」に合格することが必要であること、及びテストの準備のために任意参加の「帰化講習」が用意されること（同条第 5 項）が規定された。なお、病気、障害又は高齢のためテストに耐えられない者は対象から除外される（同条第 6 項）。

上記の規定を受けて制定された命令によれば、帰化申請者は、60 分以内に 33 の設問に答えることを要し、過半数の 17 問に正解すれば合格する。設問は 4 つの選択肢の中から正解を 1 つ選ぶ選択式である。テストの内容は連邦全体で共通であるが、33 問のうち 3 問は、当該帰化申請者が居住する州に関する問題とする。

帰化テスト実施をめぐる論議

帰化テストの実施を前に、連邦内務省のホームページで、出題が予定される問題のカタログ（連邦レベルで 300 問、各州 10 問ずつ）が公表された。また、帰化テスト受験準備のための「帰化講習」のカリキュラム大綱（約 30 ページ）も併せて公表された。

今回の帰化テストの実施は、1 年前の国籍法改正の内容を実行に移すものであるが、法改正時と同様、実施をめぐる賛否の意見が闘わされている。シュイブレ連邦内相は、「帰化テストはドイツについての最小限の知識を前提とするものである。テストは相応なもので誰に対しても過大な要求をするものではない。」と説明するが、野党の緑

の党は、問題の適切性について連邦議会の審議が必要であると主張したほか、連邦政府に対する質問の中で、欧州議会の開催場所や事務局所在地、ローマ条約（欧州共同体設立条約）などに関する問題の実例をあげ、通常、歴史や政治学についての深い知識を持ち合わせていない帰化申請者に対してそれらの問題を出題することの妥当性に疑問を投げかけた。

問題の実例（すべてドイツ語で出題される）

- ・ ドイツで政府に公然と反対する発言が許されるのは、
 - a) 宗教の自由があるから
 - b) 人々が税金を払っているから
 - c) 人々が選挙権を持っているから
 - d) 言論の自由があるから（正解は d）
- ・ ドイツの学校教育で、子どもが 14 歳になるまで、両親が子どもに受けさせるかどうかを決めることができるのは、
 - a) 歴史教育
 - b) 宗教教育
 - c) 政治教育
 - d) 言語教育（正解は b）
- ・ ドイツの憲法の名称は、
 - a) 国民法
 - b) 連邦法
 - c) ドイツ法
 - d) 基本法（正解は d）
- ・ 政治的意見のゆえに自国で迫害され、ドイツに逃げてきた人が申請できるものは、
 - a) 歓迎金
 - b) 庇護
 - c) 失業手当
 - d) 年金（正解は b）
- ・ ドイツで教育政策を決定しているのは、
 - a) 教師
 - b) 各州
 - c) 家族相
 - d) 大学（正解は b）
- ・ クラウス・シェンク・フォン・シュタウフェンベルク伯爵は、
 - a) 1936 年のオリンピックで金メダルを獲得したことで知られている。
 - b) 帝国議会の建物を建築したことで知られている。
 - c) 国防軍を創設したことで知られている。
 - d) 1944 年 7 月 20 日にヒトラー暗殺を企てたことで知られている。（正解は d）
- ・ ベルリンの壁が作られた年は、
 - a) 1919 年
 - b) 1933 年
 - c) 1961 年
 - d) 1990 年（正解は c）
- ・ 2007 年以降ドイツの多くのレストランで法律上禁止されていることは、
 - a) 電話
 - b) 喫煙
 - c) 飲酒
 - d) 大声で話すこと（正解は b）
- ・ ドイツで復活祭の慣わしとなっていることは、
 - a) カボチャを玄関の前に置く
 - b) モミの木に飾りをつける
 - c) 卵に色を塗る
 - d) 花火を打ち上げる（正解は c）

参考文献（インターネット情報はすべて 2008 年 9 月 17 日現在である。）

- ・ 連邦政府及び連邦内務省ホームページ
<<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Homepage/home.html>>
<http://www.bmi.bund.de/cln_012/Internet/Navigation/DE/Homepage/Home.html_nnn=true>
- ・ 連邦議会ホームページ <<http://www.bundestag.de/>>
- ・ *Süddeutsche Zeitung*, 9. Juli 2008.